

【案件番号：防0810012】

物品供給見積書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者 城東区長 吉村 悟 様

住所又は事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。

なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

見積金額			百万		千		円
契約金額			百万		千		円

☐ 課税事業者
 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円

☐ 免税事業者

契約金額は、見積金額に当該金額の 100 分の 10 を上積みした額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

物 品 名 称		防犯カメラ（街頭用）一式買入									
納 入 期 限		令和 9 年 3 月 25 日				納 入 場 所		本市指定場所			
明 細 書	品 名			形 状・寸 法・摘 要				数 量			
	別紙仕様書のとおり										
(見積条項) 裏面のとおり											
本書のとおり契約を締結する。 1 契約方法 随意契約 地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 2 契約保証金 ☐ 契約金額の 5/100 以上 (金 円) ☐ 履行保証保険 ☒ 免除							支 出 科 目	年度	会計		
								款			
								項			
								目			
								節			
用途	地域安全防犯対策事業用							細節			
摘要											
決 裁	局長	部長	課長	課長代理	係長	係員	起案	令和	・	・	
							決裁	令和	・	・	
							城市第 号				

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号の 1 に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、供給人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行う。（契約代金の支払い時期）
- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から 30 日以内に契約代金を支払う。（受注者の履行遅延の場合における損害金）
- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 56 条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）
- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。（契約保証金の帰属等）
- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。
 - (1) 大阪市契約規則第 38 条の規定による。
 - (2) 大阪市契約規則第 61 条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。（契約に関する紛争の解決方法）
- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市区計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。
なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

- 1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する

る不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

防犯カメラ（街頭用）一式買入 仕様書

1. 調達の概要

本件は、無線通信式の防犯カメラを購入するものである。

受注者は納入に際して、指定箇所への防犯カメラの設置及びセットアップを行い、併せて告知ステッカーの防犯カメラ本体への貼付け、告知看板の防犯カメラ設置施設への設置を行う。（告知ステッカー及び告知看板は発注者から提供）

なお、指定箇所には過去に発注者が設置済みの防犯カメラ（取付金物含む）と告知ステッカー、及び告知看板があり、それらの設置済み物品を取り外した上で、設置を行う。

また、防犯カメラの画像確認に際して、受信機に必要となる専用ソフトのインストール等のセットアップを行う。

2. 納入製品等及び仕様

（1）内容及び数量

内容	数量
防犯カメラ（新規買入）	1 台
記録媒体（カメラに搭載した状態で納品すること）	1 個

- ・告知ステッカー及び告知看板については、発注者から提供する。
- ・納入する製品（防犯カメラを設置するためのアームなどの取付金物も含む）は全て新品であること。
- ・各製品の仕様の詳細は、別紙1「製品に関する特記仕様書」のとおり

（2）納入期限 令和9年3月25日（木）

※設置日は、上記期限までに別途協議のうえ決定する。

3. 防犯カメラの設置箇所及び設置施設

（1）防犯カメラの指定箇所の詳細は、別紙2「設置予定箇所」のとおり。

（2）電柱、信号柱に防犯カメラを設置するときは、それぞれの管理者が指定する取付け方法を順守し設置すること。

（3）防犯カメラの電源は、既設のカメラと同一の箇所から引込むこと。

また、N T T柱への設置の際、原則付近の関電柱からの架空線による電源引込とする。

（4）技術的問題その他の理由により指定箇所への設置が困難な場合には、発注者の指示により、設置箇所および設置施設を変更する場合がある。

※ 設置箇所又は設置施設を変更したことによる契約金額の変更は行わない。

4. 契約締結後から防犯カメラ設置作業までに行うこと

（1）受注者は本件履行にあたり担当者を定め、発注者との常時連絡と、必要に応じて本市

市内での各種協議を行える体制を備えること。

- (2) 受注者は、契約締結後 7 日(平日)以内に次の書面を事業担当へ提出し、内容について発注者の承諾を得ること。書面の様式は問わない。
 - ① 本件の担当者氏名、連絡先、および設置までの実施体制
 - ② 完了までの作業計画（工程表）
 - ③ 内訳明細書（製品単価、設置作業費、全体諸経費等の内訳を記載）
- (3) 受注者は、関係官公庁および各施設管理者への各種申請手続きを行うこと。なお、関係書類に発注者（当区）の公印が必要な場合は、別途協議のうえ、発注者が書類への押印を行う。
- (4) 受注者は、設置方法について事前に施設管理者と確認を行うこと。
- (5) 受注者は、発注者が指示する設置予定箇所をもとに現地確認を行い、設置箇所を確定することとする。

5. 防犯カメラ設置作業要件

- (1) 保安資機材を活用し保安要員を配置するなど、安全管理を徹底するとともに周辺地域住民等に十分配慮すること。
- (2) 設置する施設の機能を損なわないこと。
- (3) 関係法令および道路使用許可条件を順守するとともに、施設管理者の指定する方法・仕様を事前によく確認し、それに従うこと。
- (4) 関西電力による電源引込に際して必要な手続き・及び準備についても、関西電力の指定する方法・仕様を事前によく確認し、それに従うこと。
- (5) 設置作業に使用した資材、消耗品等は設置後に全て撤去すること。

6. セットアップ

- (1) 防犯カメラ設置後、防犯カメラを運用可能な状態にセットアップし、画角・録画モード等の設定を行うとともに、別紙 1「製品に関する特記仕様書」に記載の各種セキュリティを有効化すること。

セットアップ作業の詳細については、契約締結後別途指示するが、概ね次の作業を行う。

- ① 防犯カメラの SSID および暗号化キー（パスワード）の初期設定からの変更、並びにステルス機能の有効化
- ② MAC アドレスフィルタリングの有効化
- ③ 画像確認用パスワード等の初期設定からの変更
- (2) 防犯カメラの画像確認に際して、受信機に専用ソフトのインストールや SSID 登録等の必要なセットアップを行い、納品後すぐに運用可能な状態とすること。

当区にて運用中の受信機（受信用パソコン）は、城東区役所及び城東警察署に保管さ

れており、受注者は各保管場所にて必要な作業を行うこと。

各保管場所にはインターネット接続環境はないため、作業方法を考慮すること。

受信者が受信用パソコンを一時的に持ち帰った上でのセットアップが必要となる場合は、別途発注者と協議のうえ、発注者の了承する期間・方法に従うこと。

(3) セットアップ完了後、防犯カメラと受信機の接続テストを実機で行うこと。

(4) セットアップ完了後、初期設定および変更後の SSID、パスワード、設定環境復旧用バックアップデータを搭載した「セットアップ完了報告書」を、電子データ（DVD-R 等）および書面にて提出すること。様式は問わない。

また、画像確認に専用ソフトが必要な場合には、専用ソフトのバックアップデータを電子データ（DVD-R 等）にて併せて提出すること。

7. 機能確認

(1) 防犯カメラ設置後、本市担当職員（区役所職員）の立会いのうえ無線通信による映像データの受信、再生、保管等の各機能の正常動作の確認を行い、必要に応じて画角調整、マスキング修正を行う。

(2) 機能確認は、当区が運用中の受信機（受信用パソコン）を使用して行うこと。

(3) 機能確認は、原則、関西電力による電力供給開始後に行うこととするが、電源引込工事の進捗状況により本件期限内での確認が困難な場合には、移動電源車等を使用し、関西電力による電力供給時と同一環境上での確認を行うこととする。なお、移動電源車等の手配・運用は受注者が行う。

(4) 上記確認後、無線通信による映像データの受信、再生、保管等の各機能の動作状況、撮影した画像写真（カラー）、位置図、外観写真、確認日を記載した「機能確認報告書」を作成し、電子データ（DVD-R 等）および書面にて提出すること。様式は問わない。

8. 取り外した防犯カメラ等に関する事項

(1) 取り外した防犯カメラについては、発注者が別途指定する場所（大阪市城東区内）に搬入すること。

(2) 告知看板についても、発注者が別途指定する場所（大阪市城東区内）に搬入すること。

9. スケジュールに関する事項

(1) 本件は防犯カメラを設置する前段階で、各施設管理者等や関係官公庁への各種申請手続きが必要となるため、各種手続きにかかる期間を見込んで作業を進めること。

設置に際して必要な各種申請手続は、概ね次のような手続きが想定される。

- ・ NTT、関西電力への添架申請
- ・ 道路管理者への道路占用許可申請
- ・ 所轄警察署への道路使用許可申請

- ・ 関西電力への電気供給の申込

1 0．機密保護

- (1) 本件で納入する防犯カメラは、不特定多数の個人の映像データを記録することが可能であり、そのデータ管理を厳格に行う必要があることをよく認識し、本件履行に際して使用する ID、パスワード等の管理は特に厳重に行うこと。
- (2) 設置完了後は ID、パスワード等の資料は破棄し、その旨書面にて報告すること。書面の様式は問わない。
- (3) 本件履行に際して得た情報に関しては、機密を保持し一切外部に漏らしてはならない。

1 1．保証

本件で納入した全ての製品の保証期間は履行確認後 1 年間とし、履行確認より 1 年以内に通常使用の範囲での故障・不具合があった場合には、受注者が無償で対応し、必要に応じて修理・交換を行うこと。

1 2．受注要件

- (1) 本件履行に伴う必要物品（取付金具、引込支持点、各種ケーブル等）及び必要経費（施設管理者による事前調査費、申請費用、運搬費用、電源引込にかかる経費等）は全て受注者の負担とする。なお、防犯カメラ設置後の添架料及び電気料金は発注者並びに各地域活動協議会が負担する。
- (2) 本件履行に伴って諸物品、建造物等に破損、紛失などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者が速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、発注者は一切の責任を負わないこととする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。

1 3．その他

- (1) 防犯カメラ及び当区で運用中の受信機（受信用パソコン）を使用し、映像再生ソフト、セキュリティ設定等の操作マニュアルを電子データで作成し操作方法についての説明を事業担当へ十分に行うこと。
- (2) 本仕様書で定める各種提出書面は原則全て A4 両面印刷とし、電子データは全て PDF 形式（Adobe Reader11 対応）とする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項についても、当然必要と認められることについては随時確認・協議のうえ、適正に実施すること。
- (4) 応札に当たっては本仕様書を十分に検討し、疑義のある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定方法により質問し、その内容を熟知したうえで応札すること。質問期間経過後の疑義については受付しない。また、契約締結後における仕様書の疑義

は、本市の解釈によるものとする。

- (5) 本件は、防犯カメラ設置およびセットアップ、受信機のセットアップ、設置後の機能確認の報告、ID・パスワード等のデータ破棄の報告、並びに操作方法についての説明を全て完了したことをもって履行完了とする。

1 4. 事業担当

城東区役所市民協働課（防災・防犯） 3階33番窓口

大阪市城東区中央3丁目5番45号 電話：06-6930-9045

担当者：田代・坂本

別紙 1

製品に関する特記仕様書

1. 防犯カメラ

(1) 基本事項

基本事項	公益社団法人日本防犯設備協会が認定する「RBSS（優良防犯機器認定制度）」の認定製品であること。 RBSS 防犯カメラ認定基準の高度機能のうち、「記録一体型屋外用」の要求基準を取得していること。
基本機能	無線 LAN 方式により受信用パソコンへの映像伝達機能を有すること。
形状、構造等	ドーム型又はボックス型ハウジングを有し、カメラのほか、映像記録装置、電源ボックス等ほかの構成物が一体となっており、内部アクセスの際には鍵、特殊ネジ等を必要とすること。（※複数のハウジングが付合して一体化している製品は、RBSS 防犯カメラ認定基準において一体型と認定されている場合には可とする）
本体重量	8Kg 以下
保護等級	IP66 準拠
電源供給	【別紙 2】「設置予定箇所」参照
画素数	200 万画素以上
設定	画角・録画モード等の初期設定は契約締結後、発注者より別途指示する。

(2) 記録媒体および記録装置

記録容量	128GB 以上 記録媒体は、防犯カメラのメーカー推奨品又は同等品以上とする。
基本構造	無線 LAN を使用しない場合でも、記録媒体をカメラ本体の分解等をせずに取り外したうえで、受信用パソコンで直接読み込むことで画像確認が可能であること。
録画フレームレート	複数種類の設定が選択可能なこと。
記録容量	704×480 以上の解像度で 1 秒 6 コマ以上の設定において、7 日間以上確保できること。 古いデータは順次上書き録画する機能を有すること。
記録の抽出	・ 画像は、年月日、時刻と関連付けされた情報として取り出せること。 ・ 画像には、対応した時刻等を表示すること。 (ファイル名への日時情報の付加でも可とする)

その他機能	一定時間（30 分以下）毎に記録映像がファイル別に保存できること。
表示	タイトル、日時、動作モードが画面表示できること。
日時検索	日付および時刻を任意に指定し、その日時の記録画像を検索し、表示ができること。
日時修正	日時修正を定期的に行う機能を有し、被測定機器の日時と日本標準時との誤差が常に基準値（月差：±30 秒以内）を満足すること。
納品数	・記録媒体はカメラ 1 台につき 1 個を納品する。 ・カメラに搭載した状態で納品する。

（３）無線 LAN

通信規格	IEEE802. 11n 又は ac
周波数	2. 4GHz/5. 6GHz
伝達速度	通信規格に準ずる
アクセスポイント の ESS-ID の制限	無線 LAN の SSID ステルス機能を有すること。
無線 LAN 不正 アクセス防止対策	WPA2-PSK(TK-IP/AES)を採用し、第三者による無線 LAN の不正アクセスを防止できる措置を講じること。
無線 LAN 以外の データ伝達	受信用パソコンとのデータ伝達は、無線 LAN のほか、LAN ケーブルおよび防犯カメラから取り外した記録媒体からの読み取りが可能であること。

（４）セキュリティ

基本セキュリティ	無線接続の際、変更可能な ID、パスワード等による認証機能を有する。
画像再生のセキュリティ	映像確認に際しての ID、パスワード設定等により、映像データを第三者が容易に閲覧できない機能を有すること。
ログの記録	100 件以上又は 10 日以上以上のアクセスログ又はイベントログを記録し、無線 LAN 方式により受信用パソコンで確認できること。
その他	MAC アドレスフィルタリング

（５）その他仕様

動作状態表示	LED 灯等により外部から容易に把握できること。
--------	--------------------------

停電復旧	復電後に停電前の状態に復旧できること。
映像マスク機能	4 エリア以上
ライブ機能	撮影中のリアルタイム画像を確認できること。 (撮影中のリアルタイム画像を、無線 LAN 方式により、受信機（受信用パソコン）上で確認できること)
その他	本仕様を満たすために、メーカー純正又はメーカー推奨のオプション品を装着することは可とする。

2. 告知ステッカー（発注者から提供）

用途	防犯カメラのハウジングに貼り付け、所管を明示する。
告知ステッカー貼り付け箇所	告知ステッカー（別紙 3 参照）は、契約締結後提供する。 貼り付け箇所については、発注者の指示に従い貼付すること。

3. 告知看板（発注者から提供）

用途	防犯カメラを設置した電柱等に設置し、防犯カメラが作動中であることを告知する。
告知看板について	告知看板のみ発注者から提供する。（別紙 4 参照） 電柱等への固定はステンレス製バンド等、十分な耐候性、強度を有する器具を使用すること。（固定に係るバンド等の消耗品は受注者で負担すること） また、告知看板の 4 角に固定のためのバンド等を通す穴は開いていないので、受注者で穴をあけること。
設置位置	発注者の指示に従い、設置すること。

4. 運用中の受信機（受信用パソコン）との互換性について

- ・本件で納入する防犯カメラは、既に当区が所有し運用中の受信機（受信用パソコン）にて無線通信による映像データの受信・画像確認等、全ての機能が正常に動作すること。
- ・本件で納入する防犯カメラの画像確認に際して、受信用パソコンに専用ソフトのインストールや SSID 登録等のセットアップが必要な場合には、当区にて運用中の受信用パソコンへ必要なセットアップを行い、納品後すぐに運用可能な状態にすること。

（1）城東区にて運用中の受信用パソコン（合計 4 台）

- ・メーカー：ASUS 1 台 城東警察署で保管

製 品 : T305CA-7Y54

0 S : Windows10 Home 64bit(日本語)

・メーカー : (株) 日本 HP 1台 城東区役所で保管

製 品 : Elite×2

0 S : Windows10 Pro 64bit(日本語)

・メーカー : Dell 2台 城東区役所・城東警察署で1台ずつ保管

製 品 : inspiron14

0 S : Windows11 Pro 64bit(日本語)

(2) 城東区にて運用中の受信用パソコンに搭載済みの画像確認用ソフト

・IP Manager(4台とも)

【設置場所 所在地】 城東区 中浜2-11-11 マンション「サンロイヤル高橋」敷地内支柱



【設置箇所】



寸法

縦 3 6 m m × 横 8 5 m m

防 犯 カ メ ラ 作 動 中
【城東区役所】



グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務課（連絡先：０６－６９３０－９１０１）に報告しなければならない。